職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

・本府おいては、交通機関に係る通勤手当について、国に先駆けて平成14年度より実施した６箇月定期券の価額を基礎とする支給方法への見直しに際して、支給限度額を廃止したところである。

国においても平成16年度より６箇月定期券の価額を基礎とする支給方法に改められたが、従前どおり支給限度額が設けられているところであり、国に準拠し交通機関等に係る通勤手当の支給限度額を設けるものである。

■改正の内容

（１）支給限度額の導入

　　　国の取扱いに準じて、通勤手当の支給限度額を設ける。

（２）経過措置

　　　平成27年３月31日において通勤手当の月額が55,000円を超えている職員については、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間、支給限度額の適用を行わない。ただし、人事委員会規則で定める事由に該当することとなった場合を除く。

■施行期日　　平成27年４月１日

　　　　　　　（人事委員会規則及び人事委員会規則運用通知で定める支給対象期間のうち、直近初日から適用するため。）